

基準 27 排煙設備の設置及び維持に関する基準

法令等に定める技術上の基準によるほか、排煙設備に関する細部基準が示されるまでの間、次の各項によるものとする。

1 令別表第1に掲げる(1)項及び(10)項以外の防火対象物に設置する排煙設備は、次の各号によること。

(1) 排煙口は、次によること。

ア 排煙方向(防煙区画における排煙時の煙の流れる方向)が避難方向とは反対方向となり、避難経路となる防煙区画に煙が近接することのない位置に設けること。

イ 地階でドライエリア等に自然排煙口を設ける場合は、当該ドライエリア等は、有効開口面積を確保すること。

(2) 給気口を風道に接続する場合は、次によること。

ア 風道の外気取入口は、常時開放しておくこと。ただし、排煙機(給気機)の作動と連動して開放するダンパーを設けた場合はこの限りではない。

イ 竪型の風道に接続する場合は、当該風道の外気取入口は、風道の下端に設けること。

(3) 排煙出口(排煙用風道に設ける屋外への煙の排出口をいう。以下同じ。)は、排出された煙が避難あるいは消火活動の妨げにならない位置に設け、かつ、給気口に循環しない配置とすること。

(4) 防煙区画は、2以上の階にわたらないように設定し、1の階において2以上に区分した単純な形状に設定すること。

(5) 防煙壁は、次によること。

ア 開口部を設けないこと。ただし、常時閉鎖式又は感知器の作動若しくは排煙機の起動と連動して閉鎖又は作動する建基法第2条第9号の2口に規定する防火設備にあっては設けることができる。

イ 可動式の防煙壁は、排煙機の起動と連動して動作するものであること。

(6) 非常電源及び配線は、基準10、第5項の規定の例によること。

(7) 防煙区画、排煙口、起動装置を明示した排煙区域図を火災受信所に掲示すること。

2 令第28条第1項の規定により、排煙設備の設置を要する防火対象物又はその部分に、建基法の規定に適合する自然排煙設備を設置した場合は、当該排煙設備は、令第28条第2項の規定に適合するものとみなして差し支えないものであること。